

第6章 国税不服審判所の審査手続等

第1節 審査手続の概要

1 審査事務運営の基本的な考え方

国税不服審判所は、第4章で述べたとおり、「争点主義的運営」、「合議の充実」及び「納得の得られる裁決書の作成」の3点を事務運営の基本方針とし、適正かつ迅速な裁決を通じ、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを目的とする機関であること、しかも、執行機関である国税局や税務署から分離・独立した第三者的な立場で審査請求事件の適正・迅速な処理を行う権利救済機関であることを銘記し、次に掲げる事項に留意して、審査請求事件の公正妥当な処理を期することとしている。

- (1) 裁決は、税務の執行系統から独立した立場において、かつ、行政部内として最終的に行う判断であって、国税庁長官通達に示された法令の解釈と異なる解釈によって行うこともできるとされた制度の趣旨に鑑み、事件の審理及び議決に当たっては、その実態をよく把握し、個別的に妥当性のある結論を得るよう努めること。
- (2) 納税者の権利救済機関であることに鑑み、審査手続上の諸権利を尊重するとともに、その運用に当たっては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かして審査請求人等が十分にその主張を尽くし得るよう配慮すること。
- (3) 審査手続における質問検査は、審査請求人の正当な権利利益の救済のためのものであって、新たな課税漏れ発見のためのものでないことを銘記し、それが濫用にわたらないよう慎重を期すること。
- (4) 合議体を構成する担当審判官及び参加審判官は、議決につきそれぞれ独立した権能が与えられている趣旨に鑑み、合議に当たっては、各人が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くすこと。
- (5) 事件処理に当たって慎重を期すべきことはもちろんであるが、迅速に権利利益の救済を図ることが行政不服審査制度の目的の一つでもあることに鑑み、事件の早期処理についても、十分配慮すること。
- (6) 審査請求人が安んじて権利利益の救済を求められるよう、徴収の猶予、滞納処分の続行停止等の制度の趣旨を生かした措置を講ずるよう十分配慮すること。

2 審査手続のあらまし

審査請求書收受から裁決書謄本送達までの審査手続は、形式審査手続と実質審理手続とに大別される。形式審査手続は、審査請求が法令の定める手続要件に従ってされた適法なものか否かを審査するものであり、一方、実質審理手続は事案の内容に入り、審査請求人の主張について理由があるか否かを審理するものである。

実質審理手続は、更に、①調査・審理手続、②議決手続、③裁決手続及び④その他の手続に細分される。

(1) 形式審査手続

審査請求書が提出されると、法令の定める要件を満たしているかどうかの検討を行い、審査請求書の記載内容に不備があり、その不備を補正することによって適法と認められる審査請求については補正を求める。その結果、審査請求人が不備を補正しないときや審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきときは、審理手続を経ないで却下の裁決がされる。

また、適法な審査請求であると認められる場合や不適法な審査請求であることが明らかでない場合は、審査請求書の副本を原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。以下この章に

において同じ。)に送付して、審査請求の趣旨及び理由に対する原処分庁の主張を記載した答弁書の提出を求める。

(2) 実質審理手続

イ 調査・審理手続

形式審査を経て、原処分庁に答弁書の提出を求めた審査請求事件については、審理の公正を期するため、あらかじめ定めた担当審判官となる者1名及び参加審判官となる者2名以上(これらの事件の調査及び審理を行う担当審判官及び参加審判官を、以下、この章において「担当審判官等」という。)を構成員とする「合議体」に順次配付され、この「合議体」により実質審理を行うこととなる。

この段階で審査請求人に、担当審判官等の指定の通知が送付されることにより、調査・審理手続に入ったことが知らされる。

原処分庁から国税不服審判所に対し答弁書が提出された後、その答弁書の副本が審査請求人に送付され、審査請求人は、この答弁書に対して反論がある場合には、自己の主張を記載した反論書を提出することができる。

実質審理に当たり、まず、当事者双方の主張を明確にすることが必要であることから、不明確な主張に対しては釈明を求めることとしているほか、審査請求人及び参加人には、担当審判官への申立てにより、書面による主張を補う観点から、口頭で原処分の取消しを求める理由を補足するなどの意見を陳述する機会(口頭意見陳述)が与えられており、十分に主張を尽くすことができるよう定められている。

審査請求書、答弁書、反論書に加え上記の口頭意見陳述等に基づいて、主張の整理、争点の確定が行われ、その争点に主眼を置いて調査・審理が進められるのであるが、その過程で当事者双方は自己の主張を裏付ける証拠書類、証拠物を提出するなどの立証活動を行うことができる。

担当審判官は、審理上必要と認める場合には、審査請求人若しくは原処分庁又は関係人その他の参考人に対し、質問又は検査等の調査を行うことができる。この調査により収集された資料と当事者双方から提出された資料を基に、適宜、合議を開き審理を重ねていくことになる。

他方、審査請求人、参加人及び原処分庁(以下、この章において「審理関係人」という。)は、更に主張、立証を尽くすため、担当審判官に対し、審査請求人及び参加人が提出した証拠書類等や原処分庁が提出した処分の理由となった事実を証する書類その他の物件又は担当審判官の求めにより提出を受けた帳簿書類等を閲覧し、又はその写しの交付を求める機会が与えられている。

このような調査・審理手続を経て、担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結し、その旨を審理関係人に通知する。

ロ 議決手続

担当審判官が審理手続を終結した後、最終合議により合議体が議決する。

議決とは、審査請求に対する合議体の結論を出すことで、合議体構成員の単純過半数の意見により行われる。

ハ 裁決手続

国税不服審判所長は、合議体の議決に基づいて、裁決を行う。

裁決は、審査請求人の主張に理由があるか否かの結論であり、裁決がされると、その結論及び結論に至った過程を具体的に示した裁決書を作成し、その謄本を審理関係人に送付する。

ニ その他の手続

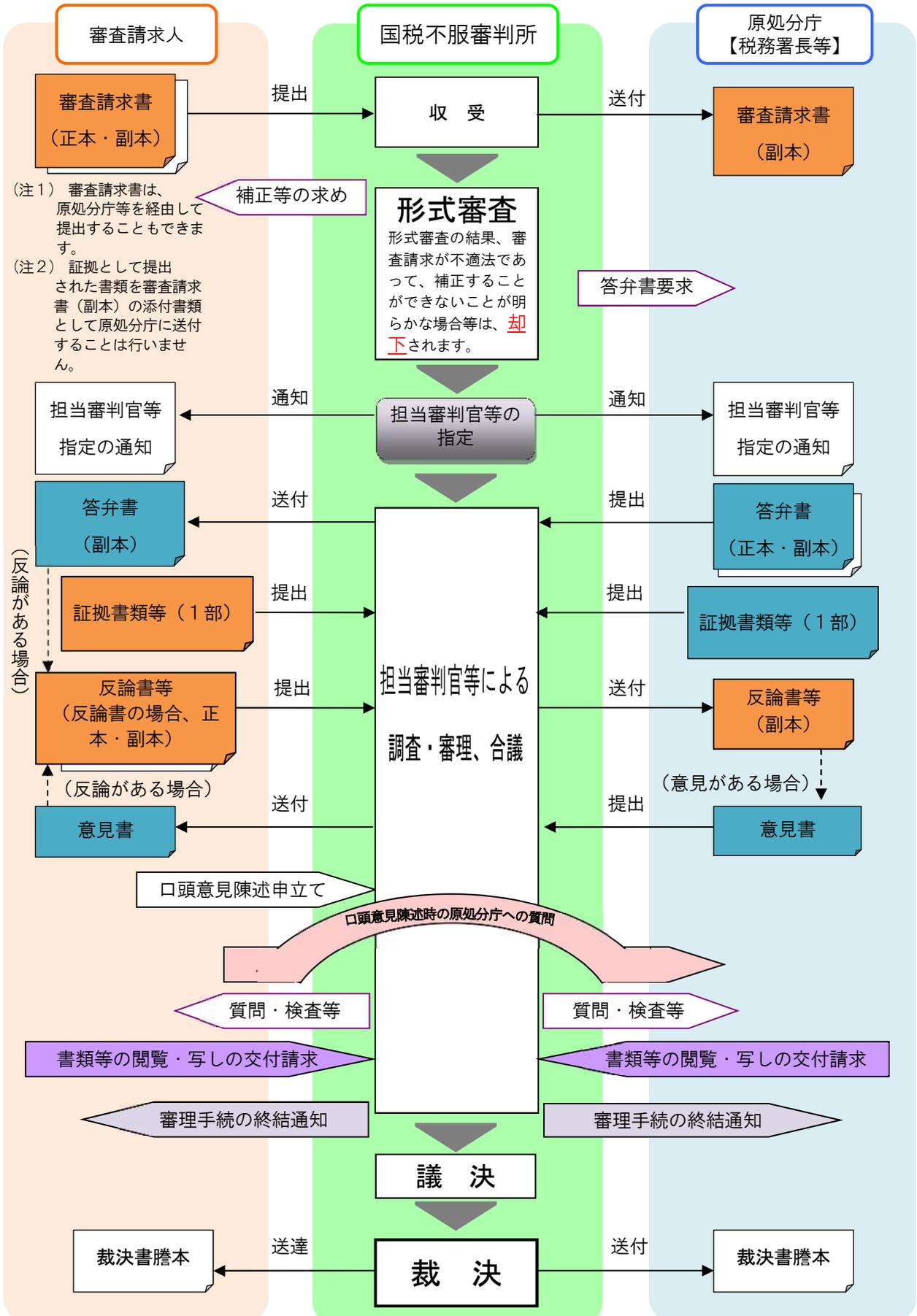
このほかに、審査請求のそれぞれの態様に応じ、併合審理又は併せ審理の手続、徴収の猶予、差押

えの解除等の手続、納税地の異動があった場合の事件の移送の手続、審査請求人の地位の承継の手続、代理人や総代についての手続等の各審査手続が定められ、適正、迅速な裁決が行われるよう配慮されている。

以上の審査手続を図示すると図6－1のとおりである。

図6-1 審理の進め方

一般的な審理の進め方は次のとおりとなっている。



3 審査事務提要の制定と改正の推移

裁決に当たっては、その内容の妥当性とあいまって、それを担保すべき審査手続の公正さが図られなければならない。そこで、国税不服審判所における審査事務に関し必要な事務処理手続、帳票の種類及び様式等を定めた「審査事務提要」を発足後間もない昭和46年2月に制定し、その後、内容の一層の充実を図るため、昭和49年1月、昭和62年4月、平成11年6月及び平成14年3月にその全部改正、平成15年7月、平成17年3月、平成21年12月及び平成23年3月に一部改正、平成28年2月に全部改正、平成29年3月及び平成30年3月に一部改正を行い、事件の適正かつ迅速な処理に貢献してきたところである。

(1) 昭和46年2月 制定

制定理由	審査事務提要は、審査手続に関する最も基本的、かつ、体系的な規定であることから、国税不服審判所発足に際して早急に制定する必要があるため、協議団・議決事務提要等を参考としつつ、今後における国税不服審判所の事務運営の在り方を想定して規定した。
------	--

(2) 昭和49年1月 全部改正

改正理由	国税不服審判所設立以来3年余りの事務運営の実績を検討して、現行提要の規定と運営の実状とのギャップを是正し、国税不服審判所設立の趣旨とあるべき姿を念頭に置きつつ補足・改善を図った。
------	---

主な改正事項

① 簡易な補正の求め

審査請求書を一覧して、容易に判明する事項に明らかな不備欠陥があるときの補正方法について、審査請求書を持参した場合と郵送した場合の別に、簡易な方法で行えるよう具体的に規定した。

② 審理のための合議

審理のための合議は、事件の規模、進行状況等に応じて適時に開き、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くすものとする旨規定した。

③ 審査請求人等の主張

○ 担当審判官は、審査請求書、答弁書、反論書及び口頭意見陳述録取書等に基づき、審査請求人及び原処分庁双方の主張を分析把握し、「争点の整理」を行うことを規定した。

○ 合議体は、担当審判官が整理したところに基づいて争点を確定し、「調査の基本方針」を策定することを規定した。

○ 審査請求人及び原処分庁の「主張が不明確な場合の措置」について、担当審判官は、口頭又は書面により釈明を求めることを規定した。

④ 口頭意見陳述の申立てがあった場合の措置

口頭意見陳述の日時等の通知、口頭意見陳述の録取、補佐人の口頭意見陳述の録取等について、具体的に規定した。

⑤ 証拠資料の収集

担当審判官は、職権により証拠資料等を収集する場合には、常に必要性を勘案し、適正、かつ、効率的に行うことを規定した。

⑥ 議決書

議決書の記載要領について、具体的に規定した。

⑦ 代理人及び代表者

代理人の権限証明及び代表者がその資格を有することが明白でないときの資格証明は、それぞれ委任状及び資格証明書によることを規定した。

(3) 昭和62年4月 全部改正

改正理由	事務処理手続は既に定着しており、基本的な事項についての改正はなく、昭和49年以降発遣された通達を取り込むなど事務手続の整備が主な改正内容となっている。
主な改正事項	
① 事務計画と進行管理 事務計画と進行管理は、審査事務手続とは直接的な関係がないため削除した。	
② 担当審判官等の指定通知 当該事件に参加人があるときは、当該参加人に対しても担当審判官等の指定通知を行うことを規定した。	
③ 主張が不明確な場合の措置 担当審判官は、争点確定後の調査・審理の過程においても、必要があると認めるときは、釈明を求めることを規定した。	
④ 主張の追加等があった場合の措置 担当審判官は、審査請求人からの主張の追加等があったときはこれを原処分庁に通知し、期限を定めてこれに対する原処分庁の主張又は意見を書面により提出するよう求め、また、原処分庁から書面が提出された場合において、審理のため必要があると認めるときは、これを審査請求人に通知することを規定した。	

(4) 平成11年6月 全部改正

改正理由	事務処理手続は既に定着していることから、基本的な改正はないが、事務処理の機械化や効率化の観点から事務手続の整備を図るとともに、昭和62年度以降発遣された通達等を取り込んだ改正となっている。
主な改正事項	
① 利害関係等事件 従前の規定は所長（首席国税審判官。以下、この章において「支部所長」という。）のみに対するものであり、他の職員については運用で利害関係等事件への関与を禁止していたが、裁決の透明性の観点から、全ての職員について利害関係等事件への関与を禁止する旨を明文化した。	
② 事件区分担当者 事件区分の意義が希薄になっていること及び事件区分と形式審査を同一の者が担当している現状に鑑み、手続の簡素化を図るため事件区分担当者を廃止し、事件区分事務と形式審査事務を整理・統合した。	
③ 議決書及び裁決書の文言等の加除・訂正 ワープロの導入により加除・訂正が容易にできるようになったため、訂正印を押す作業は現状にそぐわないことから廃止した。	
④ 議決書及び裁決書の作成 議決書及び裁決書の作成に当たって、より簡潔かつ平明なものとなるよう記載内容の構成を変更した。	
⑤ 取消額の計算過程を示す書面 取消額の計算過程を示す書面については、計算の複雑なものは検算用として作成するものの、それ以外については作成を要しないこととした。	
⑥ 重要事件及び本部事件等 重要事件と本部事件等ではその対象が異なることから、章を分離するとともに、重要事件の手続を明確に規定した。	
⑦ 不作為の申立て 不作為の申立てに係る手続の規定がなかったことから、新たに規定した。	

(5) 平成14年3月 全部改正

改正理由	平成11年6月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行を踏まえて「審査事務の手引」を通達化したことに伴い、「審査事務提要」の内容を見直し、その中にあった手続を定める部分・様式部分を「審査事務の手引」に移して、提要内には事務処理の概要のみを規定することとした。
主な改正事項	<p>① 手続を定める部分の削除 提要内にあった手続を定める部分を、「審査事務の手引」に規定したことに伴い削除した。</p> <p>② 様式部分の削除 提要内にあった様式部分を、「審査事務の手引」に規定したことに伴い削除した。</p> <p>③ 形式審査に必要な書類等の提出等 「形式審査」の章から、「審査請求書の收受とこれに伴う措置」の章へ移した。</p> <p>④ 補正の手続 形式審査において、補正ができると認められる場合には、不備欠陥の重要度に応じ、書面・口頭・職権による補正が可能とし、担当者の判断基準により柔軟に対応できるようにした。</p> <p>⑤ 参加審判官並びに調査及び審理についての補助者（以下、この章において「分担者」という。）以外のものに対する嘱託 「調査・審理の担当者」の章から、「調査・審理の手続」の章へ移した。</p> <p>⑥ 証拠書類等の保管 原処分庁から収集した証拠書類等を保管した場合も、預り証を交付するものとした。</p> <p>⑦ 国税局長等への連絡 国税局長等への連絡を必要とする例に、所得税又は法人税の更正又は決定に関する裁決がされた場合、源泉徴収による所得税の告知処分を取り消す必要がある場合及び共同相続人のうちの一部の者の審査請求について、処分の全部又は一部が取り消された場合等を加えた。</p> <p>⑧ 本部への報告・上申 重要先例見込事件・個別管理重要事件以外の事件で、支部が本部と協議することが必要であると判断した事件について、報告することとした。</p> <p>⑨ 支部内における併合の手続 一通の審査請求書により数個の処分について審査請求がされている場合の書類の併合手続を従来より簡素化した。</p>

(6) 平成15年7月 一部改正

改正理由	日本郵政公社法及び民間事業者による信書の送達に関する法律等の施行に伴い、審査事務提要の該当箇所の整備を図った。
主な改正事項	民間事業者による信書の送達に関する法律等の施行に伴う改正により郵便・郵便物に規定の変更があったため、用語表と提要の一部を変更した。

(7) 平成17年3月 一部改正

改正理由	国税通則法等の改正に伴う一部改正を行った。
主な改正事項	分割法人の財産を分割承継法人が承継した際の、不服申立人の地位の承継の手続を加えた。

(8) 平成21年12月 一部改正

改正理由	合議体の増設が行われた場合の担当審判官等の変更について規定した。
主な改正事項	合議体の増設が行われた場合に、担当審判官若しくは参加審判官の変更を必要と認めるときは、当該者に代えて、新たに担当審判官又は参加審判官を指定することができることとした。

(9) 平成23年3月 一部改正

改正理由	調査・審理の担当者について改正を行った。
主な改正事項	担当審判官等の指定・変更の通知等について、担当審判官等の記載振りを変更した。

(10) 平成28年2月 全部改正

改正理由	「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）」等の施行に伴い、既往の取扱いを整備した。
主な改正事項	改正国税通則法の施行に伴い、「審査事務提要」と「審査事務の手引」の内容を併せる等の全部改正を行った。

(11) 平成29年3月 一部改正

改正理由	審査事務提要で定める事務手続についての支部からの照会や、改正要望等を踏まえ、一部改正を行った。
主な改正事項	<p>① 凡例の略語「証拠」</p> <p>一般的に用いる「証拠」の文言と、閲覧等の対象となる「証拠」（国税通則法第96条第1項及び第2項の証拠書類等並びに第97条第1項第2号の帳簿書類等）の文言との混同を防ぐため、略語の「証拠」を削除し、これに伴い、文中の文言を必要に応じて訂正した。</p> <p>② 利害関係等事件への関与の禁止</p> <p>利害関係該当項目を追加し、これに伴い、「利害関係確認表」の確認項目を追加した。</p> <p>③ 審査請求書の記載事項等の審査及び不備があった場合の補正の方法</p> <p>代理人に関する事項の補正対応について改正した。</p> <p>④ 参加人</p> <p>審査請求への参加を認める（求める）場合の担当者の連絡方法について、新たに規定し、それに伴い、審理関係人に対する担当審判官等の指定の通知を新たに規定した。また、「審査請求への参加の求めについて」の記載要領を新設し、担当者の連絡方法を規定した。</p> <p>⑤ 国税通則法第99条の通知の可能性のある事件の対応</p> <p>原処分庁の法令解釈に疑義があるとして本部に照会した事件について、重要先例見込事件に該当するかどうかを本部で検討する旨を規定し、これに伴い、事務フローについても訂正した。</p> <p>⑥ 証拠書類等の提出</p> <p>審査請求書の提出に併せて審査請求に関する各種書類が提出された場合、必要に応じ、審査請求人に対して、当該各種書類を「証拠書類等」、「審査請求書の一部を構成するもの」又はその両方として提出する趣旨であるかを確認し、当該確認の結果に基づいて処理する旨を新たに規定した。また、当該確認の結果、「証拠書類等」として提出する趣旨である場合は、当該各種書類は原処分庁に送付しない旨を新たに規定し、併せて、「審査請求書（次葉）」の末尾に、その旨を追記した。</p> <p>⑦ 形式審査</p> <p>適法と見込まれる審査請求と同時処理を行う場合の不適法な審査請求に係る却下裁決は、原則として、国税通則法第92条の規定によらず、第98条の規定による裁決を行う旨を新たに規定した。</p>

- ⑧ 担当審判官等指定後の担当審判官及び分担者の事務
原処分庁から答弁書が提出された後、担当審判官が審査請求の適法性について再検討した結果、審査請求が不適法であると認められたときの手続を新たに規定した。
- ⑨ 反論書等の提出要請
反論書及び参加人意見書について、国税通則法施行令第33条の2第1項の規定により、正本1通と必要な通数の副本を提出させる旨を新たに規定し、これに伴い、所定の各様式についても、当該提出を要請する旨規定した。
- ⑩ 担当審判官等による調査及び審理の範囲等
担当審判官等による調査及び審理の範囲等を新たに規定するとともに、その参考となる判決例を規定した。
- ⑪ 主張に関する書面の取扱い
反論書及び参加人意見書の副本が後に提出された場合の取扱いについて新たに規定した。
- ⑫ 鑑定書等の提出があった場合の措置
担当審判官の質問に対して提出された資料や書面による照会に対する回答書面、調査嘱託により収集された資料、鑑定書について、これら資料の取扱いや保管方法について新たに規定した。
- ⑬ 調査及び審理中の証拠書類等及び帳簿書類等の返還
担当審判官による調査及び審理中の場面において、証拠書類等及び帳簿書類等の提出人から返還の求めがあった場合や、調査及び審理の上で明らかに必要がないと認められるものを返還する場合のこれらの事務手順、また、返還方法に応じた事務手順について整理の上、規定した。これらを踏まえ、「提出書類等返還のお知らせ」の記載要領を新設した。
- ⑭ 閲覧等の請求によらない証拠等の開示について
国税通則法第97条の3に規定する閲覧等の請求の対象となる証拠書類等及び帳簿書類等について、担当審判官が閲覧等の請求に基づかずにこれら書類等の開示はしないこととしたため、その旨を新たに規定するとともに、当該開示ができる旨の規定は削除した。
- ⑮ 書類の提出者に参加人を追加
所定の各様式の提出者の表示に「参加人」を追加するとともに、参加人が提出する場合に審査請求人の氏名等を記載する欄を設けた。
- ⑯ 「審査請求書の補正について」の記載要領
本文なお書の部分について、補正の求めに応じないときであっても、このことだけをもって却下しない場合の対応について、新たに規定した。
- ⑰ 「形式審査検討表付表」の記載要領
「不服申立期間の経過に係る正当な理由」欄を新設し、項目Cの確認事項を改正した。
- ⑱ 索引
「審査事務提要様式による事務手続編の索引（様式番号順）」及び「様式索引（五十音順）」を新設した。

(12) 平成30年3月 一部改正

改正理由	平成29年3月の改正の際に改正の要望等のうちから保留した箇所のほか、新たに支部から事務手続及び帳票様式について照会があった内容や改正の要望等を網羅的に検討し、一部改正を行った。
<p>主な改正事項</p> <p>① 合議体及び法規・審査担当の役割等 合議体の役割として、同席主張説明又は審理手続の計画的遂行に係る「意見の聴取」の実施の決定について追加した。</p> <p>② 各審査事務共通 ○ 審査請求人が死亡した場合において、総代が選任されている場合の書類の送付先について追加した。</p>	

- 滞納処分に関する不服申立期限の特例について追加した。
- 審査請求書の記載内容に不備がある場合において、審査請求人に連絡が取れず、意思確認が出来ない場合の連絡依頼の文書を新設し、当該文書を活用して連絡を取るよう努める旨を追加した。
- 審査請求人が死亡した場合において、相続人全員から3か月を経過する前に地位承継等の届出書の提出があった場合には、裁決して差し支えない旨を追加した。
- 共同審査請求において、審査請求手続の促進が阻害されるおそれがある場合には、「分離（国税通則法104条）して処理の促進を図る」こととしているが、共同審査請求の「分離」は国税通則法104条に定める「分離」とは異なるため、国税通則法104条の引用を削除し、注意書きを追加した。
- 共同審査請求人が総代を互選しない場合の取扱いについて追加した。
- 共同審査請求人のうち特定の者から共同審査請求からの離脱の申出があった場合の取扱いについて追加した。
- 留保事件の解除について、どのような場合に解除となるか具体的な解除事由を追加した。
- ③ 審査請求書の收受等
 - セルフチェックシートの新設に伴い、その活用等について追加した。
- ④ 形式審査担当者の指名等
 - 提出された証拠書類等について、提出者に返還を要しないことを確認した場合には、「調査事績書」を作成し、事績を記録する旨を追加した。
- ⑤ 担当審判官等による調査及び審理
 - 審査請求人から反論書の提出があった際、その副本の提出がなかった場合の対応について追加した。
 - 面談時において、担当審判官は、審査請求人に介助者が必要であると認める場合には介助者を立ち合わせることができる旨及びその取扱いについて追加、併せて、同席主張説明及び審理手続の計画的遂行における審理手続の申立てに関する意見聴取の場においても、担当審判官は介助者を立ち合わせることができる旨及びその取扱いについて追加するとともに、口頭意見陳述における取扱いを修正した。
 - 音声データ等を証拠資料として提出された場合の取扱いについて追加した。
 - 担当審判官による質問調書の作成の際、回答者から資料が提出された場合の資料等について、審判所情報として提示した内容を追加した。
 - 参加人が「更に一定の期間」内に参加人意見書等を提出しない場合等において、このことのみをもって審理手続を終結しないことを追加した。
- ⑥ 裁決等
 - 裁決書の謄本を外国に送達する場合の取扱いを整理した。
- ⑦ 裁決に伴う措置等
 - 民事訴訟法や刑事訴訟法などに基づく照会等への対応については、審査事務提要に規定すべき内容ではなく、訟務事務規定において定めるべき事項であるため、審査事務提要から削除し、訟務事務規定に移記した。
- ⑧ 審査事務に関する参考判例等
 - 証拠の任意開示は行わないこととし、閲覧等の請求によらない証拠等の開示についても任意開示は行わないとしたことにより、任意開示をすると整理した項目について削除した。
 - 文書送付嘱託に対する基本的立場を整理したものであるが、当該内容は審査事務提要に規定すべき内容ではないため、削除した（訟務事務マニュアル（仮称）に移記）。
- ⑨ 様式編
 - 「審査請求書作成・提出時のセルフチェックシート（1の2号）」を新設した。
 - 「審査請求の内容確認について（連絡依頼）（202号）」を新設した。

第2節 形式審査手続

1 審査請求書の收受

(1) 審査請求の仕方

国税に関する不服申立制度は、国税に関する法律に基づく処分についての納税者の不服を簡易な手続で、適正かつ迅速に処理することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図るものである。

そのため、審査請求は訴訟手続に比し、簡易かつ弾力的な取扱いがされているが、その反面、審査請求の手続を明確にすること等の観点から、例えば、審査請求は書面を提出して行わなければならない、口頭による審査請求は認められない等の一定の方式が定められている。

イ 審査請求書の提出先

審査請求書は、原則としてその審査請求に係る処分をした行政機関の管轄区域を管轄する支部所長に提出することになるが、名宛人は国税不服審判所長である。例えば、麴町税務署長が行った更正処分についての審査請求書は、国税不服審判所長を名宛人として東京国税不服審判所長に提出することになる。

なお、納税者の便宜上、その処分庁（処分をした行政庁をいい、以下この章において同じ。前記の例では麴町税務署長。）を経由して提出することもできるとされており、この場合は、その処分庁に提出された時に審査請求がされたものとみなされる。

また、処分庁が審査請求の手続に関し誤った教示をした場合には、納税者に不利にならないよう次のような取扱いがされている。

① 不服申立先を誤って教示し、納税者がその教示を信頼してそのとおりに不服申立てをした場合には、その審査請求書は正規の不服申立先である国税不服審判所長に送付され、初めから国税不服審判所長に審査請求されたものとみなされる。

② 教示が全くなかった場合には、不服申立ての書面を処分庁に提出すればよく、その不服申立てが審査請求に当たる場合には、国税不服審判所に回付されるという取扱いがされる。

ロ 審査請求書の提出方法及び提出期間

審査請求書は、正副2通を国税不服審判所の支部又は処分庁に持参して提出するか、郵送等の方法により提出することもできる。郵送等により提出された場合には、原則として、その郵便物の通信日付すなわち消印の日付の日に出がされたものとして取り扱われる。

また、審査請求書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）によって提出することもできる。この場合、受付システムのファイルへ記録された日に提出されたものとして取り扱われる。

再調査の請求を経ずに直接行う審査請求については、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して3か月以内に、また、再調査の請求に対する決定を経て行う審査請求については、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月以内に提出しなければならない。したがって、この期間を過ぎて提出された場合は、国税不服審判所で收受はするものの、正当な理由があるときを除き、不適法な審査請求として却下することになる。

なお、滞納処分について次に掲げる処分に関し欠陥があること（督促処分については通知が到達しないことを含む。）を理由として行われる審査請求（再調査の請求を経た審査請求を除く。）は、それぞれ次に掲げる期限と災害等による期限の延長又は通常の不服申立期間とのいずれか早い方の期限

まででなければ行うことができないとされている。

- ① 督促……差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）から3か月を経過した日
- ② 不動産等についての差押え……その公売期日等
- ③ 不動産等についての公売の公告（随意契約による売却の通知を含む。）から売却決定までの処分……換価財産の買受代金の納付の期限
- ④ 換価代金等の配当……換価代金等の交付期日

ハ 審査請求書の記載事項

審査請求は書面又は国税電子申告・納税システム（e-Tax）によって提出しなければならないことは既に述べたとおりであるが、国税通則法では、審査請求書に必ず記載しなければならない事項とその記載の程度等が定められているものの、その様式は定められていない。そこで、国税不服審判所では、納税者の便宜を図って、必要な記載事項を盛り込んだ審査請求書の様式を定め、用紙及び記載の手引を各支部及び各支所並びに各税務署に備えているほか、国税不服審判所ホームページ（<https://www.kfs.go.jp>）からも入手できるようにしている。

（審査請求書の様式及び記載の手引については、P77～P82 参照）

審査請求書の記載事項は、次のとおりである。

- ① 審査請求の年月日
審査請求が法定の期間内にされたものであるかどうかを明らかにするために記載する。
- ② 審査請求人の住所（所在地）、氏名（名称）
審査請求人が法人である場合には、法人の所在地、名称のほか、代表者の住所、氏名を記載する。
なお、審査請求人の氏名及び代表者の氏名の欄には押印が必要である。
- ③ マイナンバー
個人番号又は法人番号を記載する。
- ④ 総代の住所、氏名
共同審査請求について総代が選任されている場合には、総代となっている者の住所及び氏名を記載するとともに、「総代選任届出書」を併せて添付する。
- ⑤ 代理人の住所、氏名
代理人がいる場合には、代理人の住所及び氏名を記載し、押印する。
- ⑥ 審査請求に係る処分（原処分）
審査請求の対象とする処分を特定するために記載する。
再調査の決定に不服がある場合であっても、審査請求の対象となるのは、「再調査の決定を経た後の原処分」であり、再調査の決定処分そのものについての審査請求はできないため、原処分を記載する。
具体的には、原処分庁、原処分の通知書に記載されている日付、税目、処分の名称及び原処分の対象年分等（又は事業年度若しくは月分）を記載する。
なお、税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が国税局の当該職員の調査によってなされた旨の記載がある書面で通知されたものについては、その職員の所属する国税局の長（国税局長）が原処分庁となる。
- ⑦ 審査請求に係る処分があったことを知った日
審査請求が法定の期間内にされたものであるかどうかを明らかにするために記載する。

なお、処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受けた年月日を、再調査の請求についての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日を記載する。

⑧ 再調査の請求をした年月日、正当な理由

再調査の請求をした者が、その請求に対する決定を経ないで審査請求をする場合には、再調査の請求をした年月日又は決定を経ないで審査請求をすることについての正当な理由を記載する。

また、法定の不服申立期間の経過後において審査請求をする場合には、経過したことについての正当な理由を記載する。

⑨ 審査請求の趣旨及び理由

審査請求書には、審査請求の「趣旨」及び「理由」を記載しなければならない。審査請求の「趣旨」は審査請求の簡潔な結論であり、審査請求の「理由」はそれを主張する根拠である。

「趣旨」は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするよう記載しなければならない。「理由」についても処分に係る通知書、再調査決定書謄本等により通知されている処分の理由に対する審査請求人の主張を明らかにするよう記載しなければならない。この「趣旨」及び「理由」があいまって審査請求人の主張が明らかになり、国税不服審判所の判断の対象も特定できることになる。

このように、書面で主張を明らかにするよう求めているのは、「第1節 審査手続の概要」で述べたように、国税不服審判所は当事者の主張の相違点すなわち争点に主眼を置いて審査することを基本としており、そのためには、まず、審査請求人が処分のどこに不服があるのかを十分把握する必要があるためである。

なお、審査請求書には、審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する収支計算書のような資料を添付するように努めなければならない。

二 代理人

審査請求は、代理人によっても行うことができる。

代理人になり得る資格については、別段の定めはないが、弁護士、税理士等の資格を有しない者が税務代理行為を業として行おうとすることについては、税理士法の規定による制限がある。

代理人は、不服申立人のために、不服申立てに関する一切の行為をすることができるが、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り行うことができる。

なお、代理人を選任した場合には、委任状や代理人選任届出書等（その代理人が税理士である場合には、税務代理権限証書。）の代理の権限を証明する書面を添付しなければならない。

ホ 総代

多数人が共同して不服申立てをすることができる場合に当たるときは、3人を超えない総代を互選して不服申立てをすることができる。

共同して不服申立てができる場合とは、例えば、同一の被相続人に係る相続税の課税価格の合計額又は相続税の総額について、複数の相続人が不服申立てする場合など、複数の不服申立人が一つの処分又は同一の事実上及び法律上の原因に基づき、画一的に処理されなければならない複数の処分について共同して不服申立てをする場合などである。

総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為を行うことができる。また、他の共同不服申立人は、総代を通じてのみ、不服申立てに関する一切の行為をすることができる。

これに対し、共同不服申立人に対する国税不服審判所長、支部所長及び担当審判官の通知その他の

行為は、総代が2人以上選任されていても、1人の総代に対してすれば足りる。

なお、共同不服申立人が総代を選任したときは、審査請求書等に総代選任届出書等の権限を証明する書面を添付しなければならない。

(2) 窓口における審査請求書の補完・訂正等

国税不服審判所の窓口へ持参された審査請求書を収受する場合において、審査請求書の記載事項等について一見して明らかな記入漏れ、押印漏れ、記載誤りなどの不備又は誤りがある場合には、その場において補完又は訂正ができるものについては、持参人に補完又は訂正を求める。この場合において、審査請求書の記載事項等の訂正に当たっては、審査請求書の初葉に押印されているものと同一の印章で訂正箇所を押印させることとしている。

なお、持参人が当該印章を所持していない場合には、一旦、審査請求書を収受した上で、後日、形式審査担当者から審査請求人又は代理人に対して補正に関する連絡がある旨を告げている。

また、審査請求書の副本、代理人の権限を証する委任状（代理人が税理士である場合は税務代理権限証書）、「代理人の選任（解任）届出書」等又は総代の権限を証する書面、「総代の選任（解任）届出書」等の添付がない場合には、当該書類の提出を要請している。

2 形式審査

(1) 形式審査の意義

形式審査とは、審査請求が法令に定める手続に従って適法にされたか否かについての手続要件の審査である。

審査請求書を受理した場合には、審査請求書の副本を原処分庁に送付するとともに、形式審査に必要な書類の提出を求め、その審査請求事件の担当審判官及び分担者として指定又は指名されることが予定される者を形式審査担当者に指名し、その形式審査担当者により形式審査が行われる。

(2) 形式審査の範囲と方法

形式審査は、具体的には次のような事項について行われる。

- ① 審査請求の対象となる処分の存否
- ② 審査請求ができない処分でないかどうか
- ③ 不服申立適格及び請求の利益の存否
- ④ 適法な審査請求期間内かどうか
- ⑤ 再調査の請求の適法性
- ⑥ 不服申立先が適法であるかどうか
- ⑦ 裁決済みの処分についての審査請求でないかどうか
- ⑧ 審査請求中の処分について再度審査請求されたものかどうか
- ⑨ その他不適法事由の有無

形式審査は、原則として書面審査の方法によるが、審査請求人及び原処分庁提出の資料では不十分な場合には、審査請求人又は原処分庁に対して調査を行うこともある。

(3) 補正の求め

審査請求書の記載内容及び添付書類の審査の結果、必要な記載事項を欠いているなどの不備があるが、その不備を補正することによって適法と認められる審査請求については、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。

補正に当たっては、形式に捉われることなく、できる限り適法な審査請求として補正されるよう、審

査請求人の意とするところを読みとった弾力的な取扱いをしている。

例えば、再調査決定の取消しを求める審査請求の場合、再調査決定そのものの取消しを求めることは国税通則法の規定によりできないこととなっているので、その審査請求の趣旨が明らかに再調査決定の取消しのみを求める趣旨のものでない限り、再調査決定を経た後の原処分についての取消しを求める審査請求とするように、審査請求人に十分説明した上で訂正を求めている。

補正の手続は、補正の確実性を期するために、書面による補正が望ましいが、審査請求人又は代理人が口頭による補正を申し出たときは、補正の内容を録取書に記録することにより、審査請求人等の意思の確実な伝達と証拠保全を図っている。

また、審査請求書の記載内容の欠陥又は不備が軽微なものについては、審査請求書の記載内容及び添付書類又は原処分関係書類等によって、審査請求書の必要的記載事項が判明するときは、審査請求人等の意思を確認しないで職権により補正し、他方、当該書類等では当該事項が判明しないときは、電話や書面により審査請求人等の意思を確認した上で職権により補正している。

なお、補正により、不備が訂正されたときは、初めから適法な審査請求がされたものとして取り扱われる。

(4) 不適法な審査請求に対する審理手続を経ないでする却下裁決

形式審査を終了した後、適法と認められる審査請求及び不適法であることが明らかでない審査請求は、答弁書の提出を原処分庁に求めるとともに、担当審判官等を指名し、これらの者で構成する合議体に配付され、実質審理に入ることになるが、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかな審査請求又は補正を求めても定められた期間内に補正されなかった審査請求は、審理手続を経ないで不適法な審査請求として却下の裁決がされる。

この場合の却下は、裁決の一態様ではあるが、他の裁決と異なり実質審理の対象として取り上げない旨の判断であるため、審理手続を経ないで行うことから、国税不服審判所長は合議体の議決に基づくことなく裁決を行う。

なお、形式審査の段階では不適法であることが明らかでなく、実質審理に着手した後不適法な審査請求であることが判明したときは、後記第3節5のとおり合議体の議決に基づき却下の裁決がされる。

不適法であることが明らかな審査請求としては、例えば次のようなものがある。

- ① 審査請求の対象となった処分が審査請求をすることのできないものである場合
- ② 審査請求の対象となった処分が存在しない場合又は裁決がされるまでにその処分が取り消されるなどして消滅した場合
- ③ 審査請求の対象となった処分が審査請求人の権利又は法律上の利益を侵害するものでない場合
- ④ 審査請求の対象となった処分について、既に国税不服審判所長の裁決がされている場合
- ⑤ 審査請求が法定の審査請求期間経過後にされており、かつ、審査請求期間を経過したことについて正当な理由が認められない場合
- ⑥ 審査請求中の処分について再度審査請求された場合

なお、これらの不適法事由について若干補足すれば、

②の処分の有無については、処分は行政庁の公権力の行使によって、直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、例えば、公売予告通知、延滞税の通知、予定納税基準額の通知等は、これに当たらず却下されることになる。

⑤の法定の審査請求期間の経過については、不服申立期間である3か月又は1か月の期間計算は、争訟手続上の要件であることから厳格に解釈されており、正当な理由がなければ、ゆうじょされることは

ない。また、滞納処分に係る不服申立期間については、特例があることは、前述のとおりである。

なお、正当な理由には、例えば、

- ① 誤って法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされた場合
- ② 地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合
- ③ 火災、交通の途絶等的人為的障害に起因する場合

など、不服申立人の責めに帰すべからざる事由が一般的に該当するとされている。

却下の裁決がされると適法な審査請求を経ていないことになり、いわゆる不服申立前置の要件を満たしたことはないならず、訴訟への道は閉ざされることになる。

しかし、適法な審査請求を誤って却下したときは、適法な不服申立ての前置があったとされる。逆に、不適法な審査請求について実質審理を行っても、適法な不服申立ての前置があったことにはならない。

3 答弁書の要求

形式審査の結果、審査請求が適法と認められる場合又は不適法であることが明らかでない場合については、原処分庁に対して答弁書の提出を求める。

(1) 答弁書提出の趣旨

答弁書は、審査請求人の主張に対する原処分庁の主張を記載した書面である。

協議団当時においては、原処分庁は協議団の求めがあった場合にだけ提出すれば足りるとされていたが、国税不服審判所の審査手続では、原処分庁は必ず答弁書を提出する義務があるとされている。

これは、審査請求人に審査請求の趣旨、理由を審査請求書に明確に記載することを要求することに対応して、原処分庁にもその主張を明確に表明することを義務付けたものである。

答弁書は、正本並びにその答弁書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出することとされており、副本は審査請求人及び参加人に対して送付される。このことにより、審査請求人及び参加人は答弁書に対し更に反論や反証することが可能となり、争点をより明確化し、公正かつ効率的な審理を進めることに役立つ。

(2) 答弁書の記載事項

答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張が記載されていなければならない。すなわち、審査請求の趣旨に対応してどのような裁決を求めるかが明らかにされるとともに、審査請求の理由により特定された原処分の違法事由に対応して原処分庁の主張を具体的に記載する。

原処分の理由は、既に更正等の通知書又は再調査決定書において示されているところであるが、その処分理由に対する審査請求人の主張が審査請求書で明らかにされているのであるから、答弁書においては、問題点をより一層絞り込み、深度ある原処分庁の主張が記載されることが要求される。



審査請求書 (初葉)

〔注〕 必ず次葉とともに、正副2通を所轄の国税不服審判所に提出してください。

国税不服審判所長		① 審査請求年月日	令和 年 月 日	
審査請求人	② 住所・所在地 (納税地)	〒 -	電話番号 ()	
	③ (ふりがな) 氏名・名称	()	④ 個人番号又は法人番号	
	⑤ 住所・所在地	〒 -	電話番号 ()	
	⑤ 総代又は法人の代表者 (ふりがな) 氏名・名称	()	⑤ 総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。	
代理人	⑥ 住所・所在地	〒 -	電話番号 ()	
	(ふりがな) 氏名・名称	()	⑥ 委任状 (代理人の選任届出書) を必ず添付してください。	
審査請求に係る処分 (原処分)	⑦ 原処分庁	() 税務署長・() 国税局長・その他 ()		
	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	平成・令和 年 月 日付	
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	平成・令和 年 月 日	
	⑨ 処分名等 (該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。)	税目等	処 分 名	対 象 年 分 等
		1 申告所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 更正 (更正の請求に対する更正を含む。)	
			2 決定	
		2 法人税 (復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	3 青色申告の承認の取消し	
			4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知	
		3 消費税・地方消費税	5 加算税の賦課決定 (a 過少申告加算税 b 無申告加算税 c 重加算税)	
				6 その他
4 相続税		6 源泉所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 納税の告知	
	2 加算税の賦課決定 (a 不納付加算税、 b 重加算税)			
5 贈与税	7 滞納処分等	1 督促 [督促に係る国税の税目:]		
		2 差押え [差押えの対象となった財産:]		
		3 公売等 [a 公売公告、 b 最高額申込者の決定、 c 売却決定、 d 配当、 e その他 ()]		
		4 相続税の延納又は特納 [a 延納の許可の取消し、 b 特納の申請の場下、 c その他 ()]		
		5 還付金等の充当		
		6 その他 []		
6 源泉所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	8 その他			
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日: 平成・令和 年 月 日付			
	◎ 該当する番号を○で囲んでください。			
	1 再調査の決定あり …………… 再調査決定書の送達を受けた年月日: 平成・令和 年 月 日			
	2 再調査の決定なし			

※ 審判所 整理欄	受 付 態 様	確認印	整理簿記入	本人 確認	番号確認	身元確認	本人 確認 書類
	郵 送 等 () 通 信 日 付 () 持 参					本人 代理人	

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

1号様式 (初葉)

審査請求書 (次葉)

	審査請求人 (氏名・名称)			
①	審査請求の趣旨	<p>◎ 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあつては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>1 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。</p> <p>2 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>3 その他 …… []</p> <p>[一部取消しを求める範囲]</p>		
②	審査請求の理由	<p>◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p>		
③	正当な理由がある場合	<p>◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。 ・ 原処分があったことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。 ・ 再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月を経過している。 ・ 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して1年を経過している。 <p>[正当な理由]</p>		
④	添付書類	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証明書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p> </td> </tr> </table>	<p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証明書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>
<p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証明書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>			

- 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
- この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
- 証拠として提出された書類を審査請求書 (副本) の添付書類として原処分官に送付することは行いません。

審査請求書の書き方

国税不服審判所ホームページ <http://www.kfs.go.jp>

この「書き方」は、審査請求書の様式に従って説明してありますので、記載例と併せてお読みください。
審査請求書の記載例は、審判商事株式会社(通称)税務署長から以下のような更正等を受けたことに対して、再調査の請求を経て審査請求に及んだ場合を例として掲げています。

(更正等の内容)

- ① 平成〇年4月1日～平成△年3月31日及び令和▽年4月1日～令和□年3月31日事業年度の法人税の更正処分
- ② 平成〇年4月1日～平成△年3月31日事業年度の復興特別法人税の更正処分
- ③ ①及び②に係る過少申告加算税の賦課決定処分
- ④ 平成〇年4月1日～平成△年3月31日及び令和▽年4月1日～令和□年3月31日課税期間の消費税の更正処分
- ⑤ ④に係る過少申告加算税の賦課決定処分

※ 御不明な点がございましたら、各国税不服審判所にお問い合わせください。

① 請求年月日 審査請求書の提出年月日を記載してください。

② 住所・所在地 (納税地) 審査請求をしようとする方の住所(法人の場合は、所在地)又は居所を記載してください。住所(所在地)又は居所と納税地が異なる場合は、上段に住所(所在地)又は居所を、下段に納税地を括弧書きで記載してください。電話番号は、日中ご連絡のとれる電話番号(携帯電話番号等)を記載してください。

③ 氏名・名称
④ 個人番号又は法人番号
⑤ 総代又は法人の代表者

- ・ 個人の場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。
- ・ 法人の場合には、③欄に名称を、④欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください(③欄に会社印を押す必要はありません。)
- ・ 総代が互選されている場合には、⑤欄に総代の住所又は居所及び氏名(総代が法人の場合は所在地及び名称)を記載し、押印してください。なお、総代選任届出書を必ず添付してください。
- ・ 個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にして記入してください。なお、審査請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複製されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

⑥ 代理人

- ・ 代理人が選任されている場合には、代理人の住所又は居所及び氏名(税理士法人の場合は、所在地及び名称)を記載し、押印してください。
- ・ 委任状(代理人の選任届出書(税理士の場合には、税務代理権限証書))を必ず添付してください。
- ・ 書類の送達先について、代理人を希望する場合には「書類の送達先を代理人とする。旨の申出を提出してください。

⑦ 原処分庁

- ・ 審査請求の対象とする更正処分等(原処分)の通知書に表示されている行政機関の長(例えば、「〇〇税務署長」、「〇〇国税局長」等)を記載してください。
- ・ 原処分の通知書に、「国税局の職員の調査に基づいて行った」旨の付記がある場合には、その国税局長が原処分庁となりますから「〇〇国税局長」と記載してください。
- ・ 登録免許税に係る還付通知の請求に対してなされた還付通知をすべき理由がない旨の通知処分の場合には、「その他」欄に「〇〇法務局〇〇出張所登記官〇〇〇〇」と記載してください。

⑧ 処分日等

- ・ 上段には、「⑧処分名等」の各欄に記載する処分の通知書に記載されている年月日を記載してください。
- ・ 下段には、「⑧処分名等」の各欄に記載する処分の通知書の送達を受けた年月日を記載してください。なお、通知を受けていない場合は、処分があったことを知った年月日を記載してください。

⑨ 処分名等

- ・ 「税目等」の各欄は、審査請求に係る処分の税目等の番号(税目が複数あれば該当する全ての番号)を○で囲んでください。なお、番号「1」～「7」以外の場合(例:印紙税、登録免許税)には、番号「8」を○で囲み〔 〕内に税目等を記載してください。
- ・ 「処分名」の各欄は、税目ごとに審査請求に係る処分名の番号を○で囲んでください。なお、該当する処分名が掲げられていない場合は、各欄の「その他」に処分名を記載してください。
- ・ 加算税については、加算税の各欄の番号を○で囲んでください。
- ・ 「滞納処分等」の各欄は、差押え等の滞納処分ほか、第二次納税義務の告知や延納等国税の徴収に係る処分を記載してください。また、「3 公売等」及び「4 相續税の延納又は物納」については、審査請求の対象となる処分を○で囲むか、又は同欄の「その他」に処分名を記載してください。
- ・ 「対象年分等」の各欄は、処分名欄で○で囲んだ処分名ごとに対象年分、対象事業年度、対象課税期間、対象月分等を記載してください。なお、対象年分等が複数の場合は、それぞれ記載してください。
- ・ 法人税や申告所得税のように複数の年分の処分が存在する場合には、それぞれ税目を記載の後に年分を記載してください。
- ・ 「対象年分等」の各欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

【記載例】・ 申告所得税の場合……■●●〇年分

・ 法人税の場合……■●●〇年〇月〇日～■●●〇年〇月〇日事業年度分
(連結事業年度に係るものの場合……■●●〇年〇月〇日～■●●〇年〇月〇日連結事業年度分)

・ 消費税・地方消費税の場合……■●●〇年〇月〇日～■●●〇年〇月〇日課税期間分

・ 相續税の場合……■●●〇年〇月〇日相續開始分

・ 源泉所得税(及び復興特別所得税)の場合……■●●〇年〇月～■●●〇年〇月分

記載例の「■●●」には元号を記載してください。

審査請求書 (次葉)

	審査請求人 (氏名・名称)	審判商事株式会社
① 審査請求の趣旨	<p>② 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあっては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>① 全部取消し …… 初票記載の原処分の全部の取消しを求める。 ② 一部取消し …… 初票記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。 ③ その他 …… []</p> <p>[一部取消しを求める範囲]</p> <hr/> <p>③ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p> <p>当社が、得意先に対するサービス用品の配付に要した費用を広告宣伝費として租金の額に算入したところ、都庁税務署長は、当該費用が租税特別措置法第61条の4第4項に規定する交際費等に該当するとして、法人税の更正処分及び少申告加算税の賦課決定処分並びに復興特別法人税の更正処分及び少申告加算税の賦課決定処分をした。</p> <p>しかしながら、次の理由から、当該費用は広告宣伝費に当たるので、これが交際費等に該当するとの認定は誤りである。</p> <p>1 当該サービス用品の配付対象者は、当社と取引をしている一般消費者である。 2 当該費用は、広く一般消費者を対象にあらかじめ当社が行った広告宣伝の内容に従い、その約束ごとの履行として支出したものである。</p>	
② 審査請求の理由	<p>④ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。 ・ 原処分があったことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。 ・ 再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月を経過している。 ・ 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して1年を経過している。 <p>(正当な理由)</p>	
③ 正当な理由がある場合	<p>⑤ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証明書 2 総代選任届出書 3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 ④ 原処分の通知書の写し 5 再調査決定書謄本の写し (再調査の決定がある場合) 6 個人番号確認書</p> <p>7 身元確認書類 8 書類の送達先を代理人とする申出書 9 その他</p>	
④ 添付書類		

- 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
- この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
- 証拠として提出された書類を審査請求書 (副本) の添付書類として原処分庁に送付することはありません。

1号様式 (次葉)

次葉にも、審査請求人氏名（名称）を必ず記載してください。

記載例の「■■■」には元号を記載してください。

⑩ 審査請求の趣旨

審査請求の対象とする処分等の取消し等を求める範囲について、番号「1」～「3」のうち該当する番号を○で囲み、「2 一部取消し」又は「3 その他」の場合には、その求める範囲を具体的に記載してください。

【2 一部取消しの場合の記載例】
初葉記載の申告所得税（及び復興特別所得税）の■■■年分の更正処分のうち所得金額△△円を超える部分に対応する税額に係る更正処分の取消し及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分の取消しを求める。

【3 その他の場合の記載例】
初葉記載の贈与税の延納条件を2年とする処分を3年へ変更することを求める。

⑪ 審査請求の理由

原処分の一部又は一部の取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。この用紙に書ききれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

【申告所得税の場合の記載例】
私は、土地家屋を■■■年○月○日に譲渡したので、租税特別措置法第35条第1項の特別控除の規定を適用して所得税の確定申告書を提出したが、A税務署長は、当該規定の適用は認められないとして更正処分等を行った。これは、次のとおり事実を誤認したものである。
(以下、主張する事実関係を詳しく記載してください。)

【源泉所得税の場合の記載例】
B税務署長は、外注先甲に対する支払が所得税法第183条第1項の給与等に該当するとして源泉所得税の納税告知処分をしたが、この処分は次の理由より法律の適用誤りである。
(以下、適用誤りとされる理由を詳しく記載してください。)

【相続税の場合の記載例】
私は、相続により取得したゴルフ会員権の価額を○○円と評価して相続税の申告をしたが、C税務署長はこれを△△円と評価して更正処分等を行った。しかしながら、これは次のとおり評価を誤ったものである。
(以下、誤った評価とされる理由を詳しく記載してください。)

【消費税・地方消費税の場合の記載例】
D税務署長は、取引先乙に支払った手数料の金額が、消費税法第30条第1項に規定する仕入税額控除の対象と認められないとして更正処分等を行った。しかしながら、この手数料については、次の理由により、仕入税額控除の対象とされるべきである。
(以下、対象とされる理由を詳しく記載してください。)

【滞納処分等の場合の記載例】
E税務署長は、私の所有するA町所在の土地を差し押さえた上に、更にB町所在の土地についても差押えを行ったが、次の理由により、B町所在の土地に対する差押処分は違法である。
(以下、違法であるとした理由を詳しく記載してください。)

⑫ 正当な理由がある場合

不服申立期間（直接審査請求をする場合には処分があったことを知った日（処分に係る通知の送達を受けた場合には、その受け付けた日の翌日から起算して3か月。再調査の請求を行った場合には再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月。）を経過した場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合にはその限りではありません。
不服申立期間を経過した後に審査請求をする場合においては、その理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。この用紙に書ききれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

【記載例】
私は、○○税務署長から■■■年○月○日に、■■■年4月1日～■■■年3月31日事業年度の法人税の更正の通知書を受領したが、その処分通知には行政不服審査法第82条に基づく不服申立てに係る教示がされておらず、他の方法でも審査請求期間を知ることができなかったことから、審査請求期間内に審査請求を行うことができませんでした。

⑬ 添付書類

添付書類については、審査請求書とともに添付する書類の番号を○で囲んでください。

- 委任状（代理人の選任届出書）又は税務代理権限証書
代理人が選任されている場合には、委任状（代理人の選任届出書（税理士の場合には、税務代理権限証書））を添付が必要です。
なお、納税管理人を代理人として審査請求をする場合にも、委任状が必要です。
- 総代選任届出書
総代が互選されている場合には、総代選任届出書の添付が必要です。
- 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料
審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する必要がある場合には、その資料を添付してください。
- 「原処分の通知書」及び「再調査決定書の謄本」（再調査の決定がある場合）の写しをなるべく添付してください。
- 個人番号確認書類及び身元確認書類
郵送にて提出する場合には、必ず個人番号確認書類（例、個人番号カード、通知カード）及び身元確認書類（例、個人番号カード、運転免許証）の写しを添付してください。
- 書類の送達先を代理人とする申出書
代理人が選任されている場合でも、原則として、国税不服審判所からの書類は審査請求人（本人）に送付しておりますが、当該書類の送達先も代理人を希望される場合には、「代理人の選任届出書」にその旨を記載するか、「書類の送達先を代理人とする申出書」の提出が必要となります。

審査請求書は、初葉、次葉ともにそれぞれ正副2通の提出が必要です。

第3節 実質審理手続

1 担当審判官等の指定と答弁書副本の送付

形式審査が終了すると、担当審判官等が指定され、審査請求人に対して、当該担当審判官等の氏名等が通知される。

(1) 担当審判官等の指定と通知

支部所長は、形式審査を行った結果、適法な審査請求であると認められた場合（明らかに不適法であると認められない場合を含む。）は、その審査請求に理由があるかどうかについての調査及び審理を行わせるため、通常、担当審判官1名（原則として、形式審査を担当した国税審判官）と参加審判官2名以上を指定する。

担当審判官は、国税審判官から選任されなければならないが、参加審判官については、国税審判官だけでなく国税副審判官からも支部所長が指定する者を選任できる。

担当審判官及び参加審判官は、次に掲げる者以外でなければならない。

- ① 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者
- ② 審査請求人
- ③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- ④ 審査請求人の代理人
- ⑤ 上記③又は④であった者
- ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ⑦ 審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者

なお、このほかに、担当審判官の事務を補助する分担者として、国税審査官が1名指名されることが多いが、参加審判官となった国税副審判官が分担者を兼ねることもある。

協議団当時は、合議体を構成する協議官に、現在のように担当審判官、参加審判官のような区別を設けていなかったが、現行法の下においては、担当審判官は合議体の中心となってその担当する事件の調査及び審理を推進する職責を有している。

事実の確認等の調査についても、分担者を補助者として担当審判官が中心となって行い、参加審判官は、合議体の合議により担当することとなった事項についての調査等を行うこととし、上記調査等により確認した事実を基として審査請求に理由があるかどうかを審理するときは、合議体を構成する全員が十分に意見を交換して、慎重に判断している。

担当審判官等及び分担者が指定又は指名されると、当該担当審判官等及び分担者の氏名及び所属が審査請求人及び原処分庁に通知される。

担当審判官等の指定等の通知は、審査事務手続の便宜を考慮して、その事件の調査・審理の担当者を審査請求人及び原処分庁に知らせるものである。

事件の配付方法については、国税不服審判所発足当初から種々検討されてきたが、事件の内容、担当審判官の所掌件数及び経験等を踏まえつつ、審査請求事件の適正かつ迅速な処理の面から最も妥当な方式として、現在では、形式審査終了後、原則として、事件の種類、内容と無関係に、あらかじめ定めた合議体に順次配付する「順点方式」を採用し、審査の公正さを手続面で担保しているが、調査・審理に当たり特に高度な専門性・技術性を必要とする事件等については、その内容に応じて最もふさわしい合

議体をその都度選ぶ「応能方式」も可能としている。

(2) 答弁書副本の送付

原処分庁から提出された答弁書の副本は、審査請求人及び参加人に送付される。

審査請求人及び参加人は、送付された答弁書に対し、更に反論書を提出することができ、これにより、より一層主張が明確になり、公正かつ効率的な審理に役立つ。

2 合議体

(1) 合議体の構成員

合議体は、担当審判官1名と参加審判官2名以上で構成することとされているが、合議体の議決は多数決によるので、人数は奇数となるように構成される。

合議体の構成員は、人事異動等一定の事由によりその地位が変更する場合を除いて、支部所長の任意な裁量により変更することはできないこととされており、また、合議体の構成員に対する審査請求人からの忌避の申立ては許されない。

(2) 合議体の構成方式

合議体の構成方式については、合議体の構成員をあらかじめ具体的に定めておく「固定方式」と、審査請求事件の内容等を考慮しながら事件の配付の都度構成員を指定する「流動方式」とがある。

国税不服審判所における合議体の構成を「固定方式」にするか「流動方式」にするかについては、協議団当時は流動方式であったことから、国税不服審判所発足当初から論議されたところであるが、国税不服審判所が、権利救済機関として真に納税者の信頼を得るためには、裁決結果が公正妥当であるというだけでなく、その裁決が公正な者により、公正な手続で審理されていると納税者に認められるようにすることも必要であるという考え方から、原則として、合議体の構成については「固定方式」とし、事件の配付については、前述のとおり原則としてあらかじめ定めた合議体に順次配付する「順点方式」を採用している。

(3) 合議及び議決

審査請求事件の調査方針等の基本的な事項は合議体によって決定され、その実質審理は、合議体の合議を中心として行われる。合議は事件の内容、進行状況等に応じて適時・適切に開催し、調査により確認した事実を基として、合議体を構成する全員が十分に意見を交換し、公正妥当な結論に達するため議論を尽くしている。

担当審判官は、合議に基づいて具体的な調査についての指示を行うものとされており、事件が十分に調査・審理され、必要な審理を終え議決をするに熟したと認めたときは、審理を終結した上、議決のための合議（最終合議）を開くことになるが、議決については、合議体の構成員が各自平等の権能に基づいて行われる。

協議団時代における議決は、合議体の長を含む過半数（合議体の長は、常に過半数側に入っていないなければならない。）により決せられていたが、現在は、単純過半数の意見により決せられることとされており、その趣旨は、判断の客観性と公正性をより確保しようとするものである。

3 調査及び審理

国税不服審判所の調査・審理は、審査請求人及び原処分庁のそれぞれが争点について主張し、立証し、それに対して国税不服審判所が公平な立場で必要な調査と審理を行い、適正な判断の下にその事件について個別的に妥当性のある結論を得られるようにすることを目的とするものである。しかも、納税者の権利

救済機関としての性格に鑑み、審査手続における質問・検査は、審査請求人の正当な権利利益の救済のためのものであって、新たな課税漏れ発見のためのものではないとの基本的態度が採られ、また、審理に当たっては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かすという趣旨に沿ってこれを行っている(争点主義的運営)。

調査・審理の方法は、書面を中心として行われ、口頭による審理方式を採用していない。これは、書面審理方式の方が口頭審理方式と比較して、簡易、迅速かつ正確な審理に役立つと考えられるからである。

調査・審理の具体的な手続は、次のとおりである。

(1) 争点の整理・確定

争点主義的運営において、迅速にして公正な処理を行うためには、主張の明確化が不可欠であり、主張がなければ判断の対象を欠くことになることから、担当審判官は、争点を中心として調査に着手するよう準備をする。

すなわち、担当審判官は審査請求人及び原処分庁の主張を審査請求書及び答弁書等の主張書面から整理し明確にする。主張が不明確な場合などにおいては、必要に応じて審査請求人又は原処分庁に審査請求書又は答弁書等の記載の趣旨についての説明や補充、訂正を求めるなど、主張を明確にした上でその内容を相手方当事者に通知するとともに、反論を促すこととしている。

このように主張を明確にして、争点を整理・確定し、それについての調査方針を策定するが、この段階で一応確定された争点も、その後の審査請求人の主張の追加、変更又は撤回によって変わることがある。この場合においても、原処分庁にその内容を通知し、争点の再整理を行う。

(2) 口頭意見陳述と補佐人

審査請求人は、担当審判官に対して口頭意見陳述の申立てを行い、定められた日時に出頭して、担当審判官に対して原処分の取消しを求める理由を口頭により説明し又は補足することができる。

また、口頭意見陳述には、原則として原処分庁も出頭することから、審査請求人は、担当審判官の許可を得て、原処分庁に対し原処分の法律上又は事実上の根拠に関する質問を行うことができる。これは、このような質問、回答を通じて、攻撃防御の対象を明確にすることで手続保障の機会の充実を図ることを目的としたものである。

なお、審査請求人は、担当審判官の許可を得て、補佐人とともに意見陳述の期日に出頭することができる。

補佐人の帯同は、審査請求人が十分に意見陳述を行うことができるよう専門的知識をもって、その意見陳述を補佐させる趣旨の制度であるから、補佐人の資格については別に規定はなく、事件の内容上特に必要とされる専門的な知識を有する者等、審査請求人の主張や説明を補佐させるべき相当の理由があり、かつ、補佐人となることが適当と認められる第三者である。また、補佐人は飽くまでも審査請求人の主張等を補佐するものであり、本人を代理する権限を有しないことから、その者が単独で出頭して発言することはできない。

(3) 証拠の提出

審査請求人及び原処分庁は、それぞれの主張を裏付けるため、帳簿、領収証及び調査書等の証拠書類又は証拠物を提出したり、あるいは、証人又は鑑定人の申請をすることができる。このことは、紛争の早期、かつ、妥当な解決を図るためには、当事者が積極的に自己に有利な証拠書類等を提出することの方が効果的であるという考えに基づくものである。

なお、証拠書類等の提出について担当審判官は、状況に応じてその提出期限を定めて提出を促すことができる。

(4) 参加人の参加

審査請求人ではない者が審査請求に参加人として参加することがある。このような参加の方法が認められているのは、例えば、滞納処分による公売について審査請求があった場合に、その公売財産の買受人は、審査請求の結果により、取得した所有権を失う場合もあるなどその地位に重大な影響を受けるおそれがあるにもかかわらず、自らは審査請求人になれないので、このような場合に、その者に参加人としての地位を与えて、その者の立場から審査請求についての攻撃防御の機会を与えようとするものである。

このような利害関係人が参加人になるには、利害関係人から国税不服審判所長に参加したい旨を申し出て、その許可を受けて参加人となる場合と、利害関係人の申出の有無にかかわらず、国税不服審判所長が必要と認めて参加を求める場合とがある。

参加人は、当該審査請求において、口頭意見陳述、証拠書類等の提出及び後述する物件の閲覧・写しの交付請求等を行うことができ、裁決が行われた場合には、参加人にも裁決書の謄本が送付されることになっている。

(5) 審理関係人による物件の閲覧・写しの交付

審理関係人は、担当審判官に対し、当事者から任意に提出された証拠書類等や担当審判官が職権で提出を求めて提出された帳簿書類等について、閲覧又はその写しの交付を求めることができる。

この趣旨は、審理手続の透明性を向上させるとともに、当事者間の審理の公平を確保し、お互いの主張とその根拠を知る機会を与えることにより、それに対する必要な反論と証拠の提出等攻撃防御方法を尽くさせるためである。

閲覧等の請求の権利は、このように当事者にとって基本的な権利であるので、この申立てを受けた担当審判官は、審査請求の審理に支障がないように、日時、場所を指定して閲覧・写しの交付をさせることになる。担当審判官は、例えば、第三者のプライバシーを侵害したり、その第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、あるいは、税務執行上の機密に触れる場合など、正当な理由があるときでなければ、その閲覧・写しの交付の求めを拒否することができない。

(6) 担当審判官の質問、検査

担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、職権で調査することができる。証拠書類等が、審査請求人及び原処分庁から積極的に提出されることが、迅速な調査・審理にとって役立つことはいまでもないが、それらの提出された証拠書類等の中には確認のための調査を必要とするものもあり、当事者の提出した証拠書類等だけでは事実の解明に不十分な場合もある。このような場合、担当審判官は独自で調査を行い、事実を解明することによって審査請求人の正当な権利利益の救済を図ることが必要となる。

また、審理関係人は、担当審判官に対し、審理に必要と思われる調査を行うよう申し立てることができる。担当審判官は、この申立てに対してそれが審理に必要であるかどうかを判断し、必要と認めるときは上記と同様の調査を行うことになる。

協議団当時においては、協議官は主として各税法で規定する質問検査権により必要な調査を行うこととされていたため、審査請求人や原処分庁が協議官からの質問に対し、それを拒否すると罰則の適用があるとされていた。しかし、審査請求書又は答弁書等で、それぞれの立場を主張している審査請求人及び原処分庁に質問拒否に対する罰則の適用があるとするのは適切ではないことから、昭和45年に、国税通則法の一部改正により、同法において審査請求の調査・審理における質問検査権及び罰則について、審査請求人又は原処分庁は調査に協力しなくても罰則の適用はないこととされ、その代わりに、このよう

な不協力の結果、審査請求人又は原処分庁の主張の基礎を明らかにすることが著しく困難になったときは、その主張を採用しないことができる。

担当審判官（担当審判官から調査の嘱託を受けた国税審判官及び担当審判官の命を受けた国税副審判官その他の国税不服審判所の職員も同様である。）の行う職権調査は、具体的に次のようなものである。

イ 当事者及びこれらの関係人その他の参考人に質問すること

担当審判官は、審査請求人、原処分庁及びこれらの関係人その他の参考人に質問することができる。審査請求人が法人であるときは、その代表者のほか従業員も調査の相手方とすることができ、また、審査請求人が個人であるときのその使用人についても同様である。

ここにいう関係人とは、その審査請求事件の代理人、参加人等の総称であり、参考人とは、そのような者も含め、担当審判官が審査請求について調査し、審理する上で参考となる取引先等である。

ロ イで述べた者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者又は保管者に対しその物件の提出を求め、留め置くこと

この帳簿書類等の提出要求は、担当審判官の権限として帳簿書類等の提出を命ずる行為であって、審査請求人又は原処分庁による証拠書類等の任意提出とは性質が異なる。

担当審判官は、提出要求に応じて提出された帳簿書類等を留め置くことができる。

なお、留め置いた帳簿書類等で、調査・審理の過程において留め置く必要がなくなったものは、その都度、返還されるが、裁決が済んだときには、速やかに返還されることになっている。

ハ イで述べた者の帳簿書類その他の物件を検査すること

この検査とは、帳簿書類その他の物件について、その存在及び性質、形状、現象その他の作用を五感の作用によって知覚実験し、認識を得ることをいう。

ニ 鑑定人に対して鑑定させること

鑑定とは、担当審判官の判断能力を補充するために、学識経験のある第三者（鑑定人）にその専門知識又はこれに基づく事実判断についての意見を求めることをいう。

(7) 調査に対する協力

審査請求事件の審理に必要な調査について、審査請求人、原処分庁、関係人その他の参考人は、この調査に協力する義務があり、調査に協力しない場合は、次のような措置がとられる。

イ 審査請求人等が調査に協力しない場合

審査請求人（審査請求人と特殊な関係がある者を含む。）又は原処分庁が正当な理由がなく、質問、提出要求又は検査に応じないため、審査請求人又は原処分庁の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になった場合には、その主張を採用しないことができる。この場合の「正当な理由」とは、調査の持つ公的要請と当事者の拒否理由とを比較したときに、社会通念上拒否してもやむを得ないと認められる場合をいう。

なお、審査請求人と特殊な関係がある者とは、次のような者である。

- ① 審査請求人の配偶者その他審査請求人と生計を一にし、又は審査請求人から受ける金銭その他の財産により生計を維持している親族
- ② 審査請求人から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者で上記①以外の者
- ③ 審査請求人の使用人その他の従業者
- ④ 審査請求人である法人の代表者
- ⑤ 審査請求人が法人税法第2条第10号（同族会社の定義）に規定する同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と上記①又は②に掲げる関係にある者

⑥ 審査請求人の代理人、総代又は納税管理人である個人

ロ イに掲げる者以外の者が調査に協力しない場合

これらの者については、審査請求人に有利な証拠を所持する者が協力しないというような場合も考えられることから、この質問検査権の実効性を確保するために罰則の規定がある。

(8) 併合審理・併せ審理

イ 併合審理

数個の審査請求がされている場合においても、個別的に妥当性のある結論に到達するため、原則として、それぞれ個別に審理、裁決を行う。しかしながら、これら数個の審査請求が、その処分に係る基礎的な事実関係が相互に密接な関係にある場合等で、これら審査請求を一括して審理した方が能率的であり、かつ、審理の重複、判断の抵触等を避けるため必要があると認められるときは、これらの審査請求を併合して審理することができる。これを「併合審理」といい、例えば次のような場合がある。

- ① 同一年分の国税に係る当初の更正・決定についての審査請求と再更正についての審査請求
- ② 本税の更正・決定についての審査請求と加算税の賦課決定についての審査請求
- ③ 法人税の更正・決定についての審査請求とその更正・決定に関連してされた役員給与等の源泉徴収に係る所得税の納税の告知についての審査請求

なお、併合審理中の事件でも、そのうちの一つの審査請求について裁決（議決）をするのに熟したときや、その他併合して審理するのが適当でない認められることとなったときは、併合した数個の審査請求を分離することができる。

ロ 併せ審理

同一の課税標準等について、更正処分と再更正処分等がある場合等で、一方の処分についてのみ審査請求がされているときは、その審理の範囲を拡張して、審査請求がされていない他方の処分についても併せて審理することができる。これを「併せ審理」という。この趣旨は、更正と再更正との関係のように、相互に不可分の関係がある場合に、二つの処分に対する判断の矛盾、抵触を避け、納税者の手数を努めて軽減しつつ、権利救済の目的を果たすということにある。

比較的多い事例としては、更正処分については審査請求がされているものの、その更正処分に係る加算税の賦課決定処分について審査請求がない場合で、裁決において更正処分の全部又は一部を取り消す場合にその加算税の賦課決定処分を併せて審理する場合などである。

(9) 徴収の猶予等

審査請求人には、審査請求事件の係属中において、徴収の猶予等の申立てをする権利が与えられている。国税に関する法律に基づく処分に対し審査請求等の不服申立てがされても、一般的には、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げるものではないとされている（ただし、差押財産の換価については除外規定がある。）。しかしながら、この原則を常に貫くことは審査請求人が有利な裁決を勝ち得ても、もはや権利の回復ができず、せっかく得た裁決も実効を伴わない場合も生じるので、国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となった処分に係る国税について、税務署長等の意見を聴いた上で、その国税の全部若しくは一部の徴収を猶予することや、滞納処分の続行を停止することを税務署長等に求めることができることとされている。そして、この場合の、国税不服審判所長が「必要があると認めるとき」とは、例えば次のような場合がこれに当たる。

- ① 審査請求の対象となった処分の全部又は一部につき取消しが見込まれるとき（処分の一部取消しの

ときは、猶予するのはその取消しが見込まれる部分の税額に限る。)

② 審査請求に理由がないと認められる場合を除き、審査請求人等の誠意や資力の状況からみて、その審査請求の対象となった処分全部又は一部についての取消しが見込まれる場合、その取消しが見込まれる額を控除した残額について徴収の猶予等をして徴収不足を生ずるおそれがないと認められるとき

③ 審査請求にある程度理由があり、かつ、審査請求の対象となった処分に係る国税につき滞納処分を執行することにより、審査請求人等の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき

更に、審査請求人は、上記の事由による徴収の猶予等がされない場合でも、徴収の所轄庁へ担保を提供して、差押えをしないこと又は既にされている差押えを解除すべきことを国税不服審判所長に求めることができる。この場合において、国税不服審判所長は、提供された担保が相当であるときは、徴収の所轄庁に対し、差押えをしないこと又は既にされている差押えを解除すべきことを通知し、通知を受けた徴収の所轄庁は、その求めに応じなければならない。

これらの手続は、審査請求人の主張に相当の理由があると認めるときなどには、審査請求人が安んじて権利利益の救済を求められるようにすることを趣旨とするものであることから、調査・審理の段階においても十分配慮している。

しかし、一たび認められた徴収の猶予、滞納処分の続行の停止又は差押えの猶予等も、次の場合には、取り消されることがある。

① 審査請求人が繰上請求事由（国税通則法第38条第1項各号参照）のいずれかに該当することとなり、裁決があるまで猶予等を認めたのでは国税の徴収を確保することができないと認められるとき

② 担保の変更、増担保の提供等、担保を確保するための税務署長等の命令に担保提供者が応じないとき

なお、徴収の猶予がされた国税に係る延滞税について、昭和59年の国税通則法の一部改正により、年14.6%の割合で課される期間に相当する延滞税のうち、その2分の1が免除されることとなった。

これは、年14.6%の延滞税は、早期納付を間接的に強制するものであるといわれているところ、一方で徴収の猶予をしながら、他方で早期納付を強制するという矛盾を解消することとしたものである。

4 審理手続の終結

担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結する。

この「必要な審理を終えたと認めるとき」に該当するかどうかの判断は、担当審判官が審理関係人の申立て、請求等を受けて必要と判断した審理手続を行い、また、審理関係人からの主張及び証拠の提出を尽くさせ、更には、必要な求釈明、質問、検査等を行った後、合議により判断する。その結果、後記5(1)と同様に、担当審判官が「議決をするのに熟したと認めるとき」に審理手続を終結する。

また、担当審判官は、次の場合にも審理手続を終結することができる。

① 答弁書、反論書、参加人の意見書や証拠書類、帳簿書類等が、担当審判官の定めた相当の期間内に提出されない場合において、担当審判官が更に一定の期間を示して提出を求めたにもかかわらず、その期間内にこれらの書類等が提出されないとき

② 口頭意見陳述の申立てをした審査請求人又は参加人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき

担当審判官が審理手続を終結した場合には、審理関係人又は担当審判官は、例えば次のような行為をすることができなくなる。

- ① 答弁書の提出
- ② 反論書の提出
- ③ 参加人の意見書の提出
- ④ 口頭意見陳述の申立て
- ⑤ 証拠書類等の提出
- ⑥ 審理関係人による担当審判官に対する質問・検査等の申立て
- ⑦ 担当審判官による質問・検査等
- ⑧ 物件の閲覧・写しの交付請求
- ⑨ 審理関係人の主張の追加、変更又は撤回
- ⑩ 担当審判官による釈明の求め及びこれに対する審理関係人の釈明

したがって、担当審判官は、審理手続を終結したときには、速やかに、審理関係人に対し審理手続を終結した旨を通知しなければならない。

5 議決及び裁決

(1) 議決

担当審判官は、調査・審理の結果、議決をするに熟したと認められるときは、参加審判官と共に最終合議を行う（上記4の審理手続の終結のための合議と同時に開催されることが多い。）とともに、前述のように合議体の構成員の単純過半数の意見をもって議決を行い、その合議の結果を国税不服審判所長に報告する。

(2) 裁決

国税不服審判所長は、合議体の議決に基づいて裁決を行う。「議決に基づく」とは、「議決により」とは異なり、合議体の議決が国税不服審判所長を完全に拘束するというものではないが、裁決は、少なくとも合議体の議決に基礎を置かなければならず、その議決から全くかけ離れたものであってはならない。

裁決書の作成に当たっては、①当事者の主張がかみ合っているか、②判断に欠落部分がないか、③判断の論理に飛躍や矛盾がないか、④言葉使いや法律用語の使用法に誤りがないかなどについて特に配慮し、審査請求人等にとって分かりやすく納得のいく裁決書となるよう努めている。

裁決権者は、国税不服審判所長である。協議団当時においては、裁決は、国税局長又は国税庁長官が国税局又は国税庁に置かれた協議団の議決に基づいて行っていたが、昭和45年に国税不服審判所が設立されて以来、国税不服審判所長が独自にその権限を行使し得ることになった。

なお、裁決権者は、国税不服審判所長であるが、各支部における実際の裁決事務は、支部所長の専決事項となっている。換言すれば、支部所長は、国税不服審判所長の分身として、国税不服審判所長の名において裁決事務を行っているのである。この場合、先例に反するような、あるいは今後重要な先例になりそうな事例は、あらかじめ本部に連絡して、国税不服審判所長の判断を仰ぐ。

(3) 裁決の種類

裁決の種類には、却下、棄却、取消し及び変更の裁決がある。

イ 却下

審査請求について実質審理を行った結果、審査請求が法定の期間経過後にされた場合その他不適法であると認められる場合には、却下の裁決がされる。

この場合の却下の裁決は、実質審理を行った上での判断であることから合議体の議決を要する。

なお、形式審査において、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかな場合等には、審理手続を経ないで却下されることは前述のとおりである。

ロ 棄却

審査請求について実質審理を行った結果、審査請求に理由がないと認められるときは、棄却の裁決がされる。

ハ 取消し

審査請求について実質審理を行った結果、審査請求に理由があると認められるときは、原処分全部又は一部を取り消す裁決がされる。

ニ 変更

原処分の変更を求める審査請求に理由があるときは、原処分の変更の裁決がされる。この場合に、審査請求人に不利益な変更をすることは許されない。

例えば、耐用年数の短縮の承認申請についての処分、相続税額の延納条件に関する処分等について審査請求がされて、審理の結果、理由があると認められた場合には、原処分全部又は一部の取消しという裁決にはなじまないもので、このような場合には、変更の裁決がされる。

なお、審査請求人は、上記いずれかの裁決があるまでは、いつでも書面により審査請求を取り下げることができる。

また、再調査の請求後3か月を経過し、再調査決定を経ないで審査請求がされた場合には、原則として、再調査の請求は取り下げられたものとみなされるが、郵送期間等の関係で再調査の請求に係る処分の全部又は一部を取り消す旨の再調査決定書の謄本が発せられた日以後に審査請求がされたときは、全部の取消しの場合にあってはその審査請求が、一部の取消しの場合にあってはその取り消された部分の審査請求は取り下げられたものとみなされる。

審査請求を取り下げることのできる者は、審査請求人本人及び取下げについて特別の委任を受けた代理人に限られ、総代又は取下げの委任を受けていない代理人は、これを行うことができない。代理人によって審査請求の取下げを行う場合には、取下げの委任を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

なお、審査請求の取下げは、当初から審査請求がなかった状態に復して原処分を確定させる効果を持つものである。

(4) 裁決理由の付記

裁決には、裁決の理由を付記しなければならない。この趣旨は、裁決庁の判断を慎重、かつ、適正にし、その公正を担保するとともに、審査請求人にその裁決理由を知らせることにより、以後の訴訟の便宜を与えることにある。

(5) 国税庁長官に対する意見の通知

国税不服審判所長が、国税庁長官の発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行う際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に通知（平成26年の改正前は「申出」）しなければならない。これまでの意見の通知（申出）状況等については、第5章第3節2で前述したとおりである。

(6) 裁決書謄本の送達

審査請求について裁決がされると、裁決書が作成され、その裁決書の謄本は、審査請求人、参加人及び原処分庁に送達・送付され、裁決は、審査請求人及び処分の相手方に裁決書の謄本が送達されたときに、その効力を生ずる。

謄本の送達に当たっては、審査請求が代理人によってされているときにおいても、なるべく本人に対して送達するが、審査請求人本人の了解があれば、その送達先を代理人とすることができる。

裁 決 書 の 様 式

裁 決 書

令和 年 月 日

国税不服審判所長

国 税 不 服
印
審 判 所 長 印

審 査 請 求 人

住 所 又 は 所 在 地

氏 名 又 は 名 称

代 表 者

原 処 分 庁

原 処 分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

理 由

第4節 審査事務運営上の各種施策

1 審判の透明性の確保のための施策

国税不服審判所では、審査請求人又はその代理人（以下、この節において「審査請求人等」という。）に対し、審査請求における各種手続や審理の状況・予定などの情報を分かりやすく適切に提供することによって、審判の透明性を高め、より国民の理解しやすい審判を実現し、もって、国税不服審判所への信頼の確保を図ることを目的として次のような取組みを行っている。

(1) リーフレットの交付

審査請求人等において、審判の各段階における手続、争点となる要件事実などにつき十分理解が得られるよう、特に、審査請求人等が行うことができる手続を明確にするため、審査請求人等から審査請求書の提出等があった際に、「国税不服審判所と審査請求手続」というリーフレットを交付又は郵送している。また、担当審判官による初回の面談時に、同リーフレットを用いて、審査請求手続の概要について説明を行っている。

(2) 「審査請求よくある質問－Q&A－」の交付

審査請求人等において、審判の各段階における手続、争点となる要件事実などの疑問等が生じた場合の参考資料として、審査請求人等に上記イのリーフレットの交付に併せて「審査請求よくある質問－Q&A－」というパンフレットを交付している。また、担当審判官による初回の面談時に、「審査請求よくある質問－Q&A－」の活用を呼びかけている。

(3) 担当者の連絡・紹介

審査請求事件の担当者が決定した際には、「担当審判官等の指定について」という書面により、審査請求人等及び原処分庁（以下、この節において、これらを併せて「当事者双方」という。）に対し、担当・所属・氏名・役割・連絡先を通知している。また、初回の面談時に、担当審判官から全ての担当者を紹介している。

(4) 「審理の状況・予定表」の交付

審査請求について具体的な情報を適宜かつ適切に提供するために、担当審判官は、答弁書・反論書・意見書等の提出状況、作成時点の争点、調査・審理の状況、今後の予定などを記載した「審理の状況・予定表」を作成し、当事者双方に交付している。

(5) 同席主張説明の実施

担当審判官、審査請求人等及び原処分庁との間で、事件の理解を共通にし、主張及び争点を明確にすることにより、適正かつ迅速な裁決に資するため、担当審判官は、必要に応じ、当事者双方と同席の上、当事者から主張等について説明を求める「同席主張説明」を実施している。

(6) 「争点の確認表」の交付

審理を適正かつ迅速に進めていくためには、当事者双方の主張を的確に把握した上で争点を整理し、また、当事者双方が争点を共通して認識する必要がある。そのために、担当審判官は、当事者双方から提出された主張に関する書面に基づいて争点を整理し、①争われている原処分、②争点及び③争点に対する当事者双方の主張などを簡潔に要約した「争点の確認表」を作成し、交付している。

2 「審査請求書作成・提出時のセルフチェックシート」の活用

平成29年12月に、過去に提出された審査請求書の形式審査の結果から誤りやすい事項などを取りまとめ

た「審査請求書作成・提出時のセルフチェックシート」を作成し、各支部の窓口に備え付けるほか国税不服審判所ホームページに掲載している。

このチェックシートの活用により、審査請求書の記載漏れや必要書類の添付漏れ等を未然に防止し、審査請求書の收受時の確認及びその後の形式審査の軽減が図られ、ひいては審査請求事件の迅速な処理につながることから、審査請求人等に活用するよう積極的に呼びかけている。

3 裁決書の記載方法の見直し

裁決書は、審査請求人に対する応答であるとともに、後述する開示請求や裁決事例の公表などを通じて広く国民に周知されるものであることから、その記載方法については常に見直しを行い、裁決書の質的向上を図る必要がある。

このような問題意識の下、平成28年に、簡潔・明瞭な裁決書の実現に資するため、最高裁判所の判決や権威ある第一審判決における理由の書き方に倣いつつ、国税不服審判所における職権探知主義等の特有の手続、争点中心の審理といった運営上の特性に合わせて若干の修正をして、裁決書の記載方法を見直した。

